

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に適  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則  
鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規

◇告 示 結核予防法による医療機関の指定

鶏等の移入の禁止の解除

解除予定の保安林

漁船損害補償法による漁船の普通損害保険付保義務の同

意 土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業計画の適否の決定(三件)

土地改良事業計画の変更の認可

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

## 規 則

### 鳥取県規則第四十九号

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則(昭和四十四年十月鳥取県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第四条第十一号中「第八十三条第一項」を「第八十二条の二に規定する専修学校若しくは同法第八十三条第一項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第五条第一項の表事業開始資金の項中「六年」を「七年」に改め、同表事業継続資金の項中「三年」を「三年六箇月」に改め、同表技能習得資金の項中「こえない」を「超えない」に改め、同表就職支度資金の項中「四五、〇〇〇円」を「五〇、〇〇〇円」に改め、同表住宅資金の項中「七〇〇、〇〇〇円」を「八五〇、〇〇〇円」に改め、同表生活資金の項中「四二、〇〇〇円」を「四八、〇〇〇円」に、「二一、〇〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に改め、同表修学資金の項中「六、〇〇〇円」を「七、〇〇〇円」に、「八、〇〇〇円」を「九、〇〇〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に、「二五、〇〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に改め、同表就学支度資金の項中「四五、〇〇〇円」を「五〇、〇〇〇円」に、「修業施設に入所した」を「修業施設に入学し、又は入所した」に改め、同表

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年七月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

修業資金の項中「こえない」を「超えない」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県寡婦福祉資金貸付規則第五条第一項の規定中、修学資金に関する部分は昭和五十二年四月一日から、その他の部分は同年五月十七日から適用する。

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年七月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表の利子補給率の欄中「年二・五パーセント」を「年二パーセント」に、「年二・三パーセント」を「年一・八パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年一パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の規定は、昭和五十二年

六月一日から適用する。

- 3 昭和五十二年六月一日前に改正前の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。
- 4 鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則（昭和四十九年十二月鳥取県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

- 2 昭和四十九年十二月一日前に改正前の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第五百三十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十二年七月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十二年六月二十二日	循環器クリニック 花園内科医院	米子市東福原五八〇ノ一

鳥取県告示第五百三十三号

昭和五十二年六月鳥取県告示第四百五十二号(鶏等の移入の禁止について)は、昭和五十二年七月十五日限り廃止する。

昭和五十二年七月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百三十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年七月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字御崎川尻六七一の一、六七一の四、六七一の五、六七二の一、六七二の四、六七二の五、七〇八の一、字御崎灘五六四の一、五六四の二

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百三十五号

漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条

第一項の規定による同意があったものと認められたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により告示する。

昭和五十二年七月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

加入区の名称

東加入区、浦富加入区、田後加入区、網代加入区、福部加入区、賀露加入区、酒津加入区、浜村加入区、夏泊加入区、青谷加入区、泊加入区、赤碕加入区、淀江加入区、上道加入区、境港加入区

鳥取県告示第五百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、天神野土地改良区の定款の変更を昭和五十二年七月八日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年七月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百三十七号

昭和五十二年五月十四日付けで日南町から申請のあつた土地改良(神戸上地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年七月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年七月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百三十八号

昭和五十二年五月十四日付けで日南町から申請のあつた土地改良（中石見地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年七月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年七月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百三十九号

昭和五十二年六月二日付けで赤碕町から申請のあつた土地改良（勝田地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年七月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年七月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百四十号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（上野地区ほ場整備）事業計画の

変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第三  
 五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条  
 第一項の規定に基づき、昭和五十二年七月八日認可したので、同法第九十  
 六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示  
 する。

昭和五十二年七月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百四十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第十条第一項の規定に  
 基づき、新・雲山土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同  
 法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとお  
 り告示する。

昭和五十二年七月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の住所及び名称

- 鳥取市新三八番地 岩井邦男
- 八頭郡若桜町大字屋堂羅四二四番地 伊井野 光治
- 鳥取市雲山八八番地 宇山みさ子
- 鳥取市新三七番地 小倉 益雄
- 鳥取市新七二番地二 尾崎 忠實
- 鳥取市雲山一〇六番地 栗岡 正義
- 鳥取市雲山一〇六番地 栗岡 多喜治

鳥取市雲山一〇五番地 小山 卓登

鳥取市新三九番地 西川 洋

鳥取市新四一番地一 中島 安一

鳥取市新五〇番地二 古田 幸利

鳥取市新四〇番地 福嶋 泰

鳥取市雲山七二番地 松下 陽吉

鳥取市雲山一〇七番地 村山 寅治

広島市皆実町二丁目四四六番地 村山 登

二 事務所所在地

鳥取市新七二番地二 尾崎 忠實

三 事業施行期間

変更後	変更前
昭和五十年七月十一日から昭和五十二年七月三十一日まで	昭和五十年七月十一日から昭和五十二年七月三十一日まで
昭和五十年七月十一日から昭和五十三年三月三十一日まで	

四 施行地区

鳥取市新字新村、字大樋井及び字上大樋井の各一部並びに雲山字大道  
 ノ下及び字背戸田の各一部

五 施行認可の年月日

昭和五十年七月八日

六 事業年度

昭和五十年年度から昭和五十二年年度まで

七 公告の方法

鳥取市新七二番地二尾崎忠實掲示板及び鳥取市面影公民館前に掲示す

る。

八 変更認可の年月日

昭和五十二年七月十二日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】